

債 権 者 各位

平成30年1月26日

はれのひ株式会社 破産管財人

弁護士 増 田 尚

破産管財人就任通知書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、同封しました破産手続開始決定書、破産手続開始通知書（各写し）の通り、平成30年1月26日、横浜地方裁判所において、はれのひ株式会社（本店：福岡市博多区博多駅前二丁目12番26号）について破産手続が開始され、当職が破産管財人に選任されました。

破産手続が開始されたことにより、はれのひ株式会社の財産に関する管理処分権は破産管財人に帰属しましたので（はれのひ株式会社の代表者は権限を失います）、当職がその清算を行います。破産管財人は、はれのひ株式会社を依頼者とするわけではなく、裁判所から選任されて裁判所の監督のもと、公正中立に清算業務を行います。

ところで、破産手続が開始されると、破産者が破産手続開始申立に際して裁判所に提出された債権者一覧表に記載のある債権者に対して、破産債権届出をするための書類が送られますが、本件では、はれのひ株式会社に残っている財産が少なく、配当できる可能性が低いため、現段階では、正式な破産債権届出をしていただかないことになっています。今後配当できるだけの財産を集められた場合には、改めてご連絡し、正式な破産債権届出をしていただきます。

なお、本書は関係者に広くお送りしているため、債権者ではない、または債権者ではあるけれども破産手続に関わるつもりがないという方にもお送りしてしまっているかもしれません。

そこで、債権者に送られることになっている書類を今後も受領したいという方につきましては、同封した「債権者連絡先届出書」に必要事項をご記入のうえ、下記はれのひ株式会社破産管財人室宛てにご返送下さい。今後は、この「債権者連絡先届出書」の記載に基づいて、ご連絡させていただきます（債権者でない方のご返送はご遠慮下さい）。

なお、手続等についてご不明の場合は、下記はれのひ株式会社破産管財人室までお問合せ下さい。

本件破産手続へのご理解、ご協力をお願いする次第です。

以上、用件のみにて失礼致します。

敬具

はれのひ株式会社 破産管財人室

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 リットスクエア西館 3階 多摩川法律事務所 内

TEL 0 4 4 - 5 4 4 - 8 5 5 8
 0 4 4 - 5 4 4 - 8 5 6 6
 0 4 4 - 5 4 4 - 8 5 7 0
 0 4 4 - 5 4 4 - 8 5 8 6

※ 電話受付時間 月～金（祭日を除く） 10：00～16：00

※ この番号・時間以外は、ご対応しかねますので、ご協力をお願い致します。

※ ご対応は、平成30年1月29日からになります。

《ご参考》

裁判所直通電話番号 045-212-4603

045-212-4604

045-212-4605

※ 電話受付時間 月～金（祭日を除く） 9：00～17：00

※ 平成30年1月29日より

はれのひ株式会社 破産管財人

平成30年____月____日

弁護士 増田 尚 殿

住所 〒_____

氏名（会社名）_____

TEL _____ FAX _____

債権者連絡先届出書

私（当社）は、はれのひ株式会社に債権がありますので、債権者に送られること
になっている書類は、

- 上記住所に
- 上記住所ではなく、自由記載欄に記載したところに

送って下さい。

《自由記載欄》 ※ 破産管財人に伝えたいことがあればご自由にお書き下さい。
